

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の事業評価について

1. 協議する内容

富士急モビリティ(株)が運行する路線バス(幹線系統)の運行経費の一部に対して国庫補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)をいただくために、令和7年度(R6年10月～R7年9月)分の実施結果について事業評価を提出するためのご協議をお願いいたします。

2. 協議が必要な根拠

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条により、補助対象事業者は、活性化法定協議会となっているため、本会議でご承認いただき申請手続きを行います。

3. 申請内容

富士急モビリティ(株)が大井町内を運行する路線バス(幹線系統)

①新松田駅～西大友～小田原駅

②新松田駅～下曾我駅～小田原駅 の2路線の令和7年度(R6年10月～R7年9月)の運行に対して、資料3-2～資料3-4のとおり事業評価を行います。

【協議資料】

資料3-2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

資料3-3 事業実施と地域公共交通計画との関連について

資料3-4 R7 事業評価参考資料

4. 現在の流れ

R6年度				R7年度						R8年度
5月	6月	7～8月	9月	10～9月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
交通会議で協議	計画認定申請書提出		計画認定	事業実施	交付申請提出		事業評価について協議・提出予定		交付決定予定	入金